



第25回

社会保険講座

社会保険労務士
中谷 知世

平成30年度の社会保険料率の見直しが行われました。

●健康保険(協会けんぽ)・介護保険料率

平成30年3月分(4月納付分)から適用される保険料率は次の様に決定されました。

・協会けんぽの保険料率表(一部抜粋)

大阪府	10.17%
兵庫県	10.10%
奈良県	10.03%
滋賀県	9.84%
京都府	10.02%
和歌山県	10.08%
東京都	9.90%

・介護保険料率

全国一律 **1.57%**(1.65%から変更)

翌月徴収の事業所は4月支給分の給与から変更して下さい。また、雇用保険・厚生年金保険料率に関しては変更ありません。

●平成30年3月からの社会保険(健康保険・厚生年金保険)の手続き様式について

平成30年3月5日から社会保険の手続きでマイナンバーの利用が開始され、様式の変更が行われました。(※旧様式も使用できます。)

新様式の資格取得届(一部抜粋)

① 被保険者整理番号	② 氏名(氏)	③ 生月
④ 取得区分	⑤ 個人番号	⑥ 基礎年金番号
⑦ 報酬月額	⑧ 会社名	⑨ 備考

新様式をご覧になった方は、様式の中に「個人番号[基礎年金番号]」という欄があり、「個人番号を書くの?基礎年金番号を書くの?」という疑問を持たれたのではないのでしょうか。

結論から申しますと、マイナンバーでも、基礎年金番号でもどちらでもよいです。ただし、厚生労働省は原則、個人番号での提出を勧めており、個人番号の提供が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を用いることができます。

個人番号で申請するメリットとしては、住民票のデータと紐づけますので従業員の住所・氏名変更届は省略できます。また、資格取得届の従業員の住所を記入する必要がありません。

基礎年金番号で申請する場合は従来通りの手続きが必要です。従業員が氏名・住所を変更した場合は変更届を提出する必要があります。

その他の変更では、様式の統合が行われました。例えば、在職中70歳になった健康保険・厚生年金保険に加入をしていた従業員の手続きは、今まで「被保険者資格喪失届」と「70歳以上被用者該当届」の2枚を提出する必要がありました。しかし今回様式が統合され、「70歳到達届」という様式1枚のみで手続きできます。

その他の変更となった様式につきましては、日本年金機構のホームページにてご確認下さい。

日本年金機構ホームページ>お知らせ>大切なお知らせ>大切なお知らせ2018年>2月
>マイナンバーによる届出・申請についてと平成30年3月からの様式変更について
URL (<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201802/2018022001.files/11.pdf>)

今後、マイナンバーを利用することで基礎年金番号を管理する必要がなくなり、省略できる社会保険手続きも増えてくるでしょう。当面「基礎年金番号」で申請する事業所様も多いと思いますが、今後の対応を考えなければなりません。

